

福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# カルフェア・レポート

発行: MMPG医療·福祉·介護経営研究所 福祉経営研究室

発信者:株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町 1-3-29MRRデルタビル 3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発信者)から無料で提供させて頂いております◆

# 管理者の兼務範囲の見直しなどを提言

~政府

政府は6月1日、第16回規制改革推進会議と第58回国家戦略特区諮問会議の合同会議を開催し、今年度の規制改革推進に関する答申「転換期におけるイノベーション・成長の起点」を取りまとめた。

介護分野では、人員配置基準の見直しに言及。介護サービス種別ごとの管理者に係る人員配置基準について、同一の管理者が複数の介護サービス事業所を管理する範囲を見直すよう提言した。これにより、さまざまな介護サービスを行う複数の事業所を効率的に運営し、運営の生産性向上や職員のやりがいの最大化を図れるとしている。具体的に、同一・隣接または近接の敷地に所在する複数の事業所について、管理者が兼務可能な範囲の見直しを検討するよう求めている。

また、報酬制度における常勤・配置要件の見直しも盛り込んだ。具体的に、各サービスの運営基準で定められている有資格者の常勤・専任の配置要件の緩和を提言。質が担保された介護が提供されることを前提に、介護従事者の柔軟な働き方の支援の観点から、必要な検討を行うべきとしている。

さらに、介護分野における有料職業紹介事業制度の見直しにも言及。これについては、人手不足を背景に、職業紹介事業者に支払う紹介手数料の負担が大きくなっていることや、一部の事業者では短期間での離職が多いことなどが問題視され、厚生労働省が「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の創設や、いわゆる「お祝い金」の禁止などの措置を実施している。答申では、有料職業紹介業務の質やお祝い金などの問題が引き続き指摘されていることを踏まえ、▽お祝い金その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することを禁止する指針の規定や、▽事業者が、その紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る)に対し2年間の転職の勧奨を禁止するといった指針の遵守――について、事業者に改めて徹底することなどを求めている。

# 「こども未来戦略方針」案を公表

~政府

政府は6月1日、こども未来戦略会議を開き、「こども未来戦略方針」の素案を公表した。素案では、今後策定する「こども未来戦略」の基本理念として、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する――を定めた。また、若年人口が急速に減少する2030年代に入るまでの6~7年が、少子化傾向を反転させるラストチャンスとし、今後3年間の集中的な取り組み「加速化プラン」を掲げた。具体的な施策は下記のとおり。

- (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取り組み:①児童手当の拡充、②出産等の経済的負担の軽減、③医療費等の負担軽減、④高等教育費の負担軽減、⑤個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、⑥いわゆる「年収の壁(106万円/130万円)」への対応、⑦子育て世帯に対する住宅支援の強化
- (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充:①妊娠期からの切れ 目ない支援の拡充、②幼児教育・保育の質の向上、③全ての子育て家庭を 対象とした保育の拡充、④新・放課後子ども総合プランの着実な実施、⑤ 多様な支援ニーズへの対応
- (3) 共働き・共育ての推進:①男性育休の取得促進、②育児期を通じた柔軟な働き方の推進、③多様な働き方と子育ての両立支援
- (4) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

財源の確保については、消費税など、財源確保を目的とした増税は行わない旨を明記。徹底した歳出改革等を行い、実質的に追加負担を生じさせないことをめざすとしている。「こども未来戦略方針」は、6月中旬に取りまとめられる「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」に反映させる予定だ。

# 新型コロナワクチン接種の実態調査を要請

~厚生労働省

厚生労働省は6月1日、「高齢者施設等における令和5年春開始接種進捗状況の実態調査①への依頼について」を自治体に事務連絡した。

高齢者は新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いことから、希望する高齢者施設入所者にはワクチン接種ができるよう自治体に対応を求めている。また、昨年9月20日から今年5月7日までに実施したオミクロン株対応ワクチン接種の実績、今年春開始接種(実績および見込み)に関する調査を行うため、調査票への回答を呼びかけている。提出期限は6月16日(金)17時まで。加えて、7月中旬に、8月末までの接種計画に関する調査を実施する予定としている。

## 「新たな複合型サービス」への参入意向事業所 約半数 ~株式会社三菱総合研究所

株式会社三菱総合研究所はこのほど、「令和4年度老人保健事業推進費等補助金(老人健康増進等事業分)」として実施した「地域の特性に応じた訪問介護サービスの提供体制のあり方に関する調査研究事業」の調査結果を公表した。

この調査は、次期制度改正も見据え、人材・サービスの確保のための事業経営 大規模化等を含む、訪問介護サービスの提供体制のあり方の検討材料を集めるこ とを目的としたもの。調査形態は、①事業所アンケート調査、②事業所ヒアリン グ調査、③自治体アンケート調査——の3つ。

このうち、事業所アンケート調査のなかの、「訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスが創設された場合、どのような条件であれば参入を検討したいと考えるか」との問いに対して、「事業所の収入が増えるなら参入を検討したい」が通所系で56%、訪問系で47%と高く、「職員の確保ができれば参入を検討したい」も通所系で55%、訪問系で47%と高かった。それに対して、「参入をするつもりはない」と回答したのは通所系で17%、訪問系で25%にとどまった。収入と人員の問題がクリアできれば積極的に参入したい意向が見て取れる。

このほか、本調査からは「訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた新たな複合型サービス」について、「柔軟なサービスが提供できる」「利用者の生活状況等をより把握しやすくなる」「事業所の事務手続きや連絡調整が効率化される」といったメリットの一方で、人員体制・教育等に関する懸念や施設設備等の確保といった課題も認識されていることがわかった。

### 建議「歴史的転機における財政」が介護の大規模化を提言 ~財務省

財務省の財政制度等審議会財政制度分科会は 5 月 29 日、「歴史的転機における財政」と題した建議(春の建議)を鈴木俊一財務大臣に提出した。

このなかで介護については、「ICT 機器活用による人員配置の効率化」「協働化・大規模化による多様な人員配置」「給付の効率化」「給付範囲の見直し」などの取り組みを進める必要性を提言。さらなる高齢化を見据え、公的保険が担うべき役割についての議論と、介護保険の枠組みにとらわれない地域コミュニティや民間資源の活用も推奨されている。

また、現状の介護事業においては、「事業規模が大きいほど収支差率が上昇することが示されている」として、「経営の協働化・大規模化を推進することは、社会福祉法人などの経営基盤の強化に資する重要な取り組み」との指摘もなされている。

# 厚労省 トリプル改定での報酬引き上げの必要性を示す

~政府

政府は5月26日、「令和5年第7回経済財政諮問会議」を開催し、「経済・ 財政一体改革(社会保障)、こども、マイナンバー」と「経済財政運営と改革の基 本方針(骨子案)」について議論した。

まず、4月に公表された将来推計人口から見て今後も続く超高齢社会に備えなければならず、"必要な社会保障サービス"が"必要な人"に提供されるよう、すべての世代で支え合う全世代型社会保障の構築に向けて取り組みを進めていく必要性があると問題提起。その対応として、来年4月1日に公布される「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた、医療・介護の連携機能および提供体制等の基盤強化(医療・介護サービスの質の向上やデータベースの整備など)を進めるべきとした。また、現在、医療・介護分野では、物価の大幅上昇が経営状況の悪化につながっているほか、賃上げも他分野に比べて進んでいないため、人材確保の観点からも報酬の大幅な増額が欠かせないなどの課題を抱えている。そうした状況を踏まえて、厚生労働省からは診療報酬や介護報酬の大幅な引き上げが必要であり、次期(2024年度)診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のトリプル改定では、医療・介護などの連携によるサービスの質の向上と効率化を図る方針が示された。

# 次期介護報酬改定に向けた4つの具体的論点を提示

~厚生労働省

厚生労働省は5月24日、「第217回社会保障審議会介護給付費分科会」を開催し、2024年度介護報酬改定に向けた今後の検討の進め方について議論した。

介護報酬改定に向けた具体的論点として、①地域包括ケアシステムの深化・推進、②自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進、③介護人材の確保と介護現場の生産性の向上、④制度の安定性・持続可能性の確保――の4つを提示。そのうえで、来年1月ごろに予定されている介護報酬改定案の諮問・答申に向けたスケジュール案として、夏ごろまでに主な論点について議論し、事業者団体からのヒアリング(9月ごろ)、具体的な方向性に関する議論(10~12月ごろ)を経て、12月中に基本的な考え方の整理・とりまとめを行う案が示された。いずれも了承され、6月から本格的な議論がスタートすることとなった。

委員からは、今回は診療報酬との同時改定になることから「医療と介護の連携をより深めていくべき」「賃金アップが実施できないため、他業界に人材が流出している。さらなる処遇改善が必要」などの声があがった。